

## 「観光コミュニティ研究」の創刊に際して

Celebrating the First Issue of Tourism and Community Studies

跡見学園女子大学は、従来の「観光コミュニティ学部紀要」を廃刊とし、令和4年3月をもって新しく「観光コミュニティ研究」を創刊することとします。私たちは、この言葉の背景に大いなる反省と今後の教育、研究活動に対する厳粛な決意を表明するものであります。

昨年、観光コミュニティ学部一教員の研究論文において、特定不正行為に該当する可能性が指摘されました。令和3年3月2日、跡見学園女子大学研究倫理委員会は、特定不正行為の有無について認定作業を行うため、「跡見学園女子大学における研究活動上の特定不正行為の防止及び対応に関する規程」第二十条に基づき本調査の実施を決定し、学長は特定不正行為調査会を設置しました。

外部委員を含めた特定不正行為調査会は、令和3年6月5日の学長への調査報告書において、問題を指摘された論文2編は、「規程第二条第1項第一号に定義する特定不正行為の『盗用』と認定することが妥当であると判断する」との結論を出しました。大学と法人理事会は、特定不正行為調査会の判断を真摯に受け止め、しかるべき処分を決定いたしました。

しかし、研究活動上の特定不正行為の問題は、関係研究者の処分で終わるものではありません。とりわけ重要なことは、大学レベルでの研究倫理における精神の涵養です。研究活動においては、人権が尊重され、個人情報の保護が留意され、一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢などによる差別が生じないようにすることは言うまでもありません。そして、その鍵となるのが、学部、学科レベルでの具体的なFD活動であると思っています。

観光コミュニティ学部は、「観光コミュニティ研究」の創刊を契機に、自らの研究活動を総括し、再出発していただくことを祈念しております。また大学としては、研究倫理に係る教育研修、研究環境等の充実を図り、不正行為が二度と起こらない環境整備に努力したいと思っています。

笠原 清志  
(跡見学園女子大学学長)